

Rapport

暮らしの交差点



目次

- REPORT 平成30年度消費者大学講座 第5回・第6回を開催
- REPORT 平成30年度消費者大学講座の修了式を実施
- REPORT 親子講座『東京の木材でサイコロ作り』を開催
- REPORT 『ふれあいフェスタ2018』にて新宿区消費者団体連絡会が悪質商法の危険性をPR

REPORT 平成30年度消費者大学講座 第5回・第6回を開催

8月9日(木)開催

第5回 『健康!!105歳までの食生活の提案』



第5回目の消費者大学講座テーマは「食生活」です。

高齢社会が進む昨今、後期高齢期の虚弱の悪循環をいかに先送りにするかが喫緊の問題となっています。講師である東京都健康長寿医療センター研究所の成田美紀氏からは、さまざまな観点で日常の食生活における注意すべき点についてのレクチャーがありました。

最近の研究では、体の虚弱を防ぐ、つまり老化のスピードを低下させるには「動いて(体力)、食べて(栄養)、社会と関わる」の三つを維持することが重要とされているそうです。

その上で、シニア世代の体力低下のリスク回避のための、食生活におけるさまざまな行動で注意すべき点や、「配食サービス」といった地域サービスの活用による豊かな食生活の維持等の実践的なアドバイスがありました。講演の最後には「万遍なくバランスのよい食事を取ることで、体力的にも健やかで、精神的にも幸せな毎日を過ごしていただければ幸いです」と述べられました。

8月31日(金)開催

第6回 『消費者トラブルに遭わないためには』

最終回である第6回目の消費者大学講座は、新宿区立新宿消費生活センターの青木真理子氏による、私達たちの普通の生活にひそむ「消費者トラブル」をテーマとした講演でした。

新宿消費生活センターは、消費者安全法に基づき、新宿区に在住・在勤・在学する方を対象として、電話や窓口で消費生活相談を行っています。消費生活相談員である青木氏からは、実際の事例をもとにした、最新のトラブル対策と、もし自分がそういった事態に遭遇してしまった場合の心構えについてアドバイスがありました。

情報過多な現在においては、本当に必要なものといらないものを見極める「取捨選択」が非常に重要となってきます。

しかし、世の中の仕組みはどんどん複雑になり、消費に関する法律も年々変わっており、今まで大丈夫だからといってこれからも大丈夫とは限らないケースも増えています。

何かあった時には1人で抱え込まず、すぐに諦めないで、消費生活センターへお気軽にご相談くださいとのことでした。



REPORT 平成30年度消費者大学講座の修了式を実施

本年度の消費者大学講座を5回以上受講された方に、修了証が授与されました。

消費者大学講座は、地域における消費者教育の担い手となる人材を育成することを目的として、新宿区消費者団体連絡会主導のもと年1回開催されています。第11回となる平成30年度は「105歳!!健康な生活習慣」をテーマに、暮らしに役立つ様々な知識を学べる講座として全6回のシリーズで行われました。

8月31日に開催された第6回目の講座で全ての講座が終了。講座終了後に行われ修了式では、全6回の講座の中で5回以上参加された方を対象に吉住健一区長より修了証が授与されました。

修了式の中で吉住区長から「新宿区では毎年100歳以上になった高齢者を訪問しており、その対象となる新100歳の高齢者が今年は昨年に比べて約20名も増えました。みなさまも、今後の長寿社会の中にあっても一人でも多くの方が第一線で活躍し続けて欲しいと願っています」との激励がありました。



REPORT 親子講座『東京の木材でサイコロ作り』を開催

「東京の木をもっと知って、東京の木をもっと使おう」という願いのもと、8月26日に当分館の会議室にて、夏休み親子講座『東京の木材でサイコロ作り』が実施されました。

当日の講座では、講師の小野清氏の指導で、参加者は親子のペアになって東京都檜原村の木材を使ったサイコロの自作にチャレンジしました。

小野氏によると、ビルや家が密集するコンクリートジャングルのイメージが強い東京都ですが、実際はその面積の3分の1が緑だそうです。今回の親子講座では、日本の伝統素材である「杉材」を使用し、サイコロ作りを通して木材の持つ温かみや、東京都の山林で育つ木々について知識を深めながら、体験的に学び合いました。

サイコロ作りの後は、サイコロを使った遊びにチャレンジし、遊びを通して親子で楽しく語らう、にぎやかな講座となりました。



REPORT 『ふれあいフェスタ2018』にて新宿区消費者団体連絡会が悪質商法の危険性をPR



10月21日(日)に開催された『大新宿区まつり ふれあいフェスタ2018』にて、新宿区消費者団体連絡会が、さまざまな悪質商法による消費者トラブルの危険性についてステージ上でPRを行いました。

『大新宿区まつり ふれあいフェスタ 2018』は新宿区主催で毎年開催されており、今年で30回目を迎える新宿区最大の区民まつりです。さまざまな団体や企業・NPO 法人によるブースやステージが戸山公園全体に展開し、当日は秋らしい素晴らしい快晴に恵まれたせいもあり、大変な賑わいを見せていました。

複数あるステージの一つ「つどいのステージ」では、新宿区消費者団体連絡会による「コント:あなたを狙う悪質商法」と題した呼びかけが行われました。

「お試しだと思って購入した割安の化粧品が、実際は定期契約になっていて高額請求が届いた」といった事例や、「家庭内の不要なものを捨てる際に、買い取りに来た業者に言葉巧

みに宝石類を割安で買い取られてしまった」などといった事例を、ステージ上でユーモラスに演じながら、身近に潜む悪質商法の手口と危険性について訴えました。

ステージの後半では新宿消費生活センターの皆本所長と新宿警察署の長澤氏が登壇。皆本所長からは、最新のさまざまな詐欺や消費者トラブルの事例に合わせて、もし自分の身に何かあった時、不安に思った時は消費者ホットライン「188(局番なし)」にお気軽にお電話くださいとの呼びかけがありました。また、新宿警察署の長澤氏からは、電話での詐欺対策については、家庭の電話を常時留守電にするのがおすすめのお話がありました。電話をすぐ取らずに留守電メッセージに吹き込んでもらい、ワンクッション置いて落ち着いて聞くことで、振り込め詐欺の電話などに焦って騙されてしまうのを防ぐ確率が上がるとのことでした。



新宿区立新宿消費生活センター分館のご案内

当分館では、会議室と調理室兼商品テスト室の貸し出しを行っています。ご利用にあたっては、利用日前日までに当分館窓口にて利用申請の手続きを完了することが必要です。

窓口受付時間

8:30～22:00(12/29～1/3を除く)

受付期間

利用希望日の前月1日(2月分については1月4日)より利用申請を受け付けます。※登録団体は利用希望日の前々月1日より受け付けます。

申込方法

当分館窓口にて利用申請書に必要事項を記入のうえ、利用料金を添えてお申し込みください。

ご利用料金

ご利用施設 / 時間帯	午前 8:30～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 17:45～21:45	全日 8:30～21:45
会議室(定員36名)	1,200円	1,800円	2,200円	5,200円
調理室兼商品テスト室 (最大30名)	1,200円	1,800円	2,200円	5,200円
付帯設備利用料 調理器具(光熱水道費を含む)の料金	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円

*調理室兼商品テスト室で調理設備を使用される場合は、上記の付帯設備使用料(1,000円/区分)がかかります。
*団体登録をしている団体については、減免措置が受けられる場合があります。

お問い合わせ

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目32番10号 【Tel】 03-3205-1008 【Fax】 03-3205-1007
【Email】 consu@shinjuku-center.jp 【URL】 https://consu.shinjuku-center.jp

消費生活に関する相談はこちらへ

新宿区立新宿消費生活センター 消費生活相談室



悪質商法・契約・解約など…困った時はご相談ください。(相談料無料)

【相談専用電話】03-5273-3830

※月曜日～金曜日(祝祭日除く)9:00～17:00

【対象】新宿区民の方、新宿区内在勤または在学の方

【所在地】新宿区新宿5-18-21
新宿区役所 第二分庁舎3階
新宿消費生活センター

分館では、消費生活に関する相談業務は行っておりません

新宿区立新宿消費生活センター分館ニュースレター
Rapport 暮らしの交差点

発行人: 田中健一郎 編集者: 仲田俊輔

発行No: 第2018-043号 発行日: 2018年10月22日

指定管理者: 有限会社そーはっと